

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券……………該当なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………該当なし

イ 市場価格のないもの……………該当なし

③出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当なし

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

取得原価法による低価法

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

②無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

該当なし

②徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④損失補償等引当金

該当なし

⑤賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときは修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1)会計方針の変更

変更なし

(2)表示方法の変更

変更なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3 重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

該当なし

(2)組織・機構の大幅な変更
該当なし

(3)地方財政制度の大幅な改正
該当なし

(4)重大な災害等の発生
該当なし

4 偶発債務

(1)保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし

(2)係争中の訴訟等
該当なし

5 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲(対象とする会計名)

一般会計

国民健康保険事業勘定特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

下水道事業会計(法適用)

②出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5. 6	18. 0

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

忠岡町新型コロナウイルス感染症対策利子補給制度(R6～R7) 20,000 千円

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 34,270 千円

(2)貸借対照表に係る事項

①基準変更による影響額等

該当なし

②売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産としています。令和5年度については、該当あり

- ③減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
該当なし

- ④基金借入金(繰替運用)の内容
歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。
令和6年1月30日～令和6年3月29日 財政調整基金 650,000 千円
令和6年2月28日～令和6年5月31日 財政調整基金 350,000 千円

- ⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
4,335,442 千円

- ⑥将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)
- | | |
|---------------------------|---------------|
| 標準財政規模 | 4,629,800 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 656,871 千円 |
| 将来負担額 | 10,311,772 千円 |
| 充当可能基金額 | 2,192,839 千円 |
| 特定財源見込額 | 820,000 千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 6,580,483 千円 |

- ⑦自治法第 234 条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
15,852 千円

- (3)行政コスト計算書に係る事項
該当なし

- (4)純資産変動計算書に係る事項
純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容
- ①固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ②余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5)資金収支計算書に係る事項

① 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差異

・業務活動収支 1, 466, 416千円

未収債権等の増減額	51, 390	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	177, 814	千円
棚卸資産の増減	△955	千円
減価償却費	△1, 022, 961	千円
賞与引当金の増減	1, 596	千円
退職手当引当金の増減	△51, 593	千円
徴収不能引当金の増減	△13	千円

・純資産変動計算書の本年度差額 621, 694千円

② 基礎的財政収支

566, 699千円

(業務活動収支＋支払利息支出＋投資活動収支＋基金積立支出－基金取崩収入)

③一時借入金

一時借入金の借入はありません。

一時借入金限度額 2,800,000 千円

④重要な非資金取引

該当なし